

税協 24 第 10 号
平成 24 年 7 月 12 日

会員 各位

第一税理士協議会
会長 小島 昇

日税連の『税理士制度に関する勉強会における論点整理メモ』についてのご意見ご提出のお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

第一税理士協議会は、6月25日に定時総会を終了し、新年度事業に着手しておりますが、本年度事業の重点項目として、「税理士法改正によって、公認会計士の当然の権利である税理士登録に制限をつけられることには強く反対する」を掲げております。

その一環として、6月28日に日本税理士会連合会から公表された『税理士制度に関する勉強会における論点整理メモ』について、日税連では各税理士会の会員に対し意見を求めていますことを取り急ぎお知らせいたしますとともに、その中には、私ども公認会計士である税理士にとって大きな影響のある「税理士の資格」の中で隣接職種に対しての能力担保措置が取り上げられておりますので、断固反対の運動を展開して参ります。

つきましては、会員の皆様においては、同封書類をご高覧の上、公認会計士かつ税理士の立場から、「論点整理メモ：特に 2 (1) 『税理士の資格』」に対する**反対意見を税理士登録している税理士会宛に是非ご提出下さいますようお願い申し上げます。**

また、この反対意見を税理士会が無視することを防ぐため、差し支えない場合には同様の文面を第一税理士協議会にも F A X 等にてお送りいただければ幸いです。

なお、日本公認会計士協会東京会からも同じ趣旨のお願い文書が届くかと存じますが、ご趣旨をご賢察いただきご対応下さいますよう、重ねてお願い申し上げます。

<お問合せ先> 第一税理士協議会 TEL 03 (5226) 3364
FAX 03 (3515) 1193

<同封書類>

① ご意見提出期限・提出先のご案内

② 日税連「論点整理メモ(抜粋)」 2 (1) 「税理士の資格」

なお、論点整理メモには、「税理士の資格」のところに、税理士会の意見と勉強会に参加した官庁の意見とが掲載されています。官庁の意見は、5番目と6番目に挙げられていますが、私どもはこの意見を応援したいと思っています。

③ ご意見提出用紙 (見本)

(提出期限・提出先のご案内)

<ご意見提出期限>

できる限り平成24年7月20日(金)迄に所属税理士会宛FAXにてご提出下さい。なお、提出期限に間に合わない場合でも、7月末日迄にはご提出下さい。

<ご意見提出先>

○東京税理士会

制度調査課 FAX 03 (3356) 4469
または 03 (3354) 8360

○東京地方税理士会 FAX 045 (243) 0518

○関東信越税理士会 FAX 048 (643) 1475

○千葉県税理士会 FAX 043 (248) 1951

※日本税理士会連合会が公表した「税理士制度に関する勉強会における論点メモ」の内容の詳細は、同連合会ウェブサイトにてご確認下さい。

<日税連>

<http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/archive/archive06.html#120628>

(※税理士会の会員IDとパスワードの入力が必要になります。)

「税理士制度に関する勉強会における論点整理メモ」の公表について

2012年6月28日

日本税理士会連合会・税理士法改正特別委員会は、標記論点整理メモを取りまとめ、平成24年6月28日開催の第1回理事会に報告いたしました。

この論点整理メモは、平成23年6月30日以降これまで計14回開催された日本税理士会連合会・国税庁・財務省主税局（オブザーバー参加）の三者による勉強会で出された意見を基に、「税理士法改正に関する意見(案)」に掲載された17の改正項目ごとの論点を整理したものです。一定の方向性をもって意見を集約したものではなく、様々な視点からの意見を掲載しています。

また、各税理士会において、平成24年7月末日を締切りとして、論点整理メモを踏まえた税理士会員の意見をお聞きいたします。提出方法は、必ず単位会を通じてご提出ください。

税理士制度に関する勉強会における論点整理メモ

平成 24 年 6 月
日本税理士会連合会
税理士法改正特別委員会
第二分科会

この論点整理メモは、日本税理士会連合会、国税庁、財務省主税局（オブザーバー）によるこれまでの勉強会において、出席者から出された意見を基に、論点を整理したものである。

平成 23 年 6 月 30 日から開始された勉強会は、先に発表した「税理士法改正に関する意見(案)」にある 17 項目について意見交換を行い、14 回を数えた。

今後も引き続き勉強会を行っていく予定としており、更なる論点が出てくることに留意する必要がある。

したがって、この論点整理メモは、勉強会としての意見の集約を行ったものではない。

2(1)「税理士の資格」

- ・ 税理士となる資格を有する者は税理士試験合格者を原則とする。隣接職種に対しては、税理士登録のための能力担保措置として、弁護士は会計学に属する科目に、公認会計士は税法に属する科目にそれぞれ1科目合格することを原則とする。

本意見案の根幹は、法第3条の税理士の資格を有する者を第1項第1号の試験合格者と第2号の試験免除者だけにするということである。法第1条の「使命」の規定が異なる弁護士や公認会計士は試験科目の一部免除者として規定してはどうか。

納税者のニーズは様々ではあるが、まずは税理士としての専門性や資質が問われるべきではないか。

公認会計士が税理士としての資質を有しているか疑問である。現行の公認会計士の「租税法」の試験が税理士試験における税法科目と同等の内容なのか。税理士試験の方が難しいのではないか。また、公認会計士登録後あまり経験を積まずに税理士登録する者が多いことも問題ではないか。まして、公認会計士として登録せずに税理士登録するようなことになればさらに問題である。試験制度のある資格取得は、国民からみても公平さが保たれなければならない、何らの検証を受けずに自動的にその資格が付与されることは問題である。また、弁護士については、弁護士法で税理士業務ができるとされているが、税理士として登録する場合は、一定の検証をすることが必要ではないか。

公認会計士に対して税理士資格を付与するだけの能力があるのかどうかを検証しなければならないのではないか。すなわち、「税理士は税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」のだから、この際、公認会計士に税法1科目を受験させるべきではないのか。現行の法第3条(税理士の資格)は、昭和26年に税理士法ができたときに弁護士と公認会計士が先にある国家資格であったこと等から、無条件で税理士資格が付与されたが、その後の状況を判断して見直すべきではないか。

一時期増加した公認会計士試験の合格者が3~4千人資格のないまま滞留しており、そのような者が、税理士としての能力の検証を経ずに税理士業界に大挙して参入する可能性があり、納税者の利益に反するのではないか。就職浪人対策として、実務経験の弾力的運用が行われており、今後、公認会計士の資質が維持できるか懸念される。そういった者に対してまで税理士資格が自動的に付与されることのないよう、何らかの措置が必要ではないか。

公認会計士の合格者数は一時期(平成18年~20年)3~4千人となったものの、現在は平成15年の公認会計士法の一部改正前の水準(1,100~1,300名程度)に戻りつつあり、当初問題視していた公認会計士試験合格者が安易に税理士業務に参入してくるといった状況はないのではないか。

公認会計士の資質を問題にするのであれば、例えば、税理士登録している公認会計士が問題を起こしているのかなど、その論拠を明らかにすることが必要ではないか。金融庁からは、公認会計士試験、資格取得までの実務補習や登録後の研修の充実・改善に取り組んでいると聞いているが、能力担保措置として公認会計士試験の租税法の水準がどの程度なのか、公認会計士の実務補習や研修における税法の内容が十分に充実しているのかや、公認会計士試験の合格者数の推移について、公認会計士側の更なる取組みをきちんと見ていく必要があるのではないか。

税制や会計基準の見直し・変化に対応して、税務・会計の専門家である税理士の業務活動についても、益々高度化・多様化・専門化・国際化が進んでおり、訴訟対応を含め様々な納税者の多様なニーズにより的確に対応することが求められている。

このような中、様々な納税者の多様なニーズに応えるとともに、納税者が専門性を有する様々な担い手の選択肢の中から必要な税務サービスを受けることができるようにするとの法第3条のこれまでの考え方は、一定の合理性があるのではないか。このため、能力担保措置と

しては、日税連・税理士会の研修を充実させるなどして税理士としての資質の向上を図るなどの方策が考えられるのではないか。

[ご意見提出用紙（見本）]

平成24年 7 月 日

御中

支 部_____

氏 名_____

「税理士制度に関する勉強会における論点整理メモ」に対する意見

<論点>

2（1）税理士の資格 について

<意見>

<理由>